

長久手市生活交通確保維持改善計画（令和 3 年度事業分）の変更点について

該当ページ	変更内容
P 1 3 ~ 1 6	運行路線、運行本数、運行ダイヤ、運賃、乗り継ぎポイントとなるバス停、路線図の記載を変更
P 1 8	地域間幹線系統申請の記載を削除、適合しない旨に記載を変更
P 2 1、2 3、2 9	路線図を変更
P 2 4	系統キロ程、計画運行日数、計画運行回数の記載を変更
P 3 7	5 2 回から 5 4 回の地域公共交通会議協議内容を追記
P 4 1	パブリックコメント実施の旨を追記

※朱書き及び赤枠部分が、変更及び追加を行った部分です。

長久手市生活交通確保維持改善計画 (令和3年度事業分)

令和2年7月策定

令和3年2月変更

長久手市地域公共交通会議

目 次

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	1
2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果	3
3. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体	7
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者	8
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者	26
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称	26
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法	26
8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	26
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の 中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧	26
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項	26
11. 外客来訪促進計画との整合性	65
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	27
13. 車両の取得に係る目的・必要性	31
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果	31
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の負担者	31
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画	31
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性	31
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	31

19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者 及び負担額	31
20. 協議会の開催状況と主な議論	32
21. 利用者等の意見の反映状況	39
22. 協議会メンバーの構成員	43

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

1-1. 背景と目的

長久手市の公共交通は、当初は名鉄バスが中心であり、主に藤が丘方面へのアクセスに重点が置かれていた。

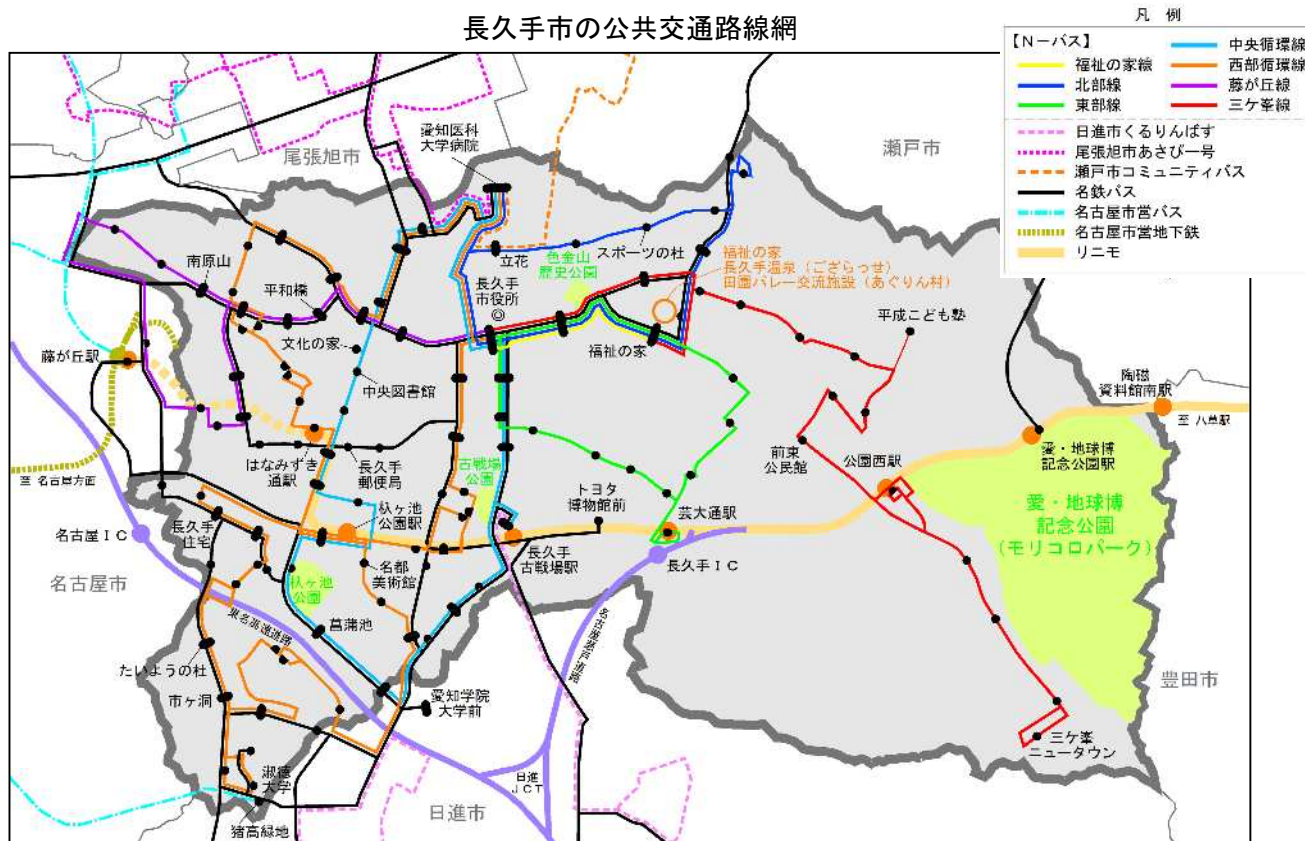
そのような中、長久手市では平成10年7月にNーバスの運行を始め、現在は以下の4つを運行目的としている。

- ①市内交通空白地帯の解消
- ②公共施設の利便性向上
- ③高齢者や子供等の交通弱者の社会参加の促進
- ④子育て支援

その後の平成17年3月には、愛・地球博の開催に先立ち、市内初の軌道系公共交通としてリニモ（東部丘陵線）が開業した。これにより、市内に公共交通の基幹軸が形成され、長久手市を取り巻く公共交通体系は大きく変わった。

それを受けて、利用者ニーズ等を把握するため、平成18年6月にはリニモ沿線住民の方々や通勤・通学利用者を対象とした「公共交通の利用に関する調査」や、平成20年3月には「Nーバス利用実態調査」を実施し、公共交通の課題や改善を求める声を受けて、平成21年4月1日から、通勤・通学の朝夕の利便性の向上を目的に加え、朝夕便の運行を開始した。平成21年9月1日には限られた保有車両を最大限活用して路線再編を行い、さらに平成23年4月1日からはバス車両を1台増車した上で一部の路線のルートやサービス水準の見直しを行い、さらに平成28年4月に一部見直しを行い運行を続けている。

平成21年9月1日に路線再編して以降、利用者数は増加を続けており、Nーバスは市民にとって欠かせないものとなっている。そこで、長久手市ではNーバスの運行を継続して行うために、地域公共交通確保維持改善事業に取り組む。



1-2. 必要性

長久手市では、平成21年10月に平成21年度下期～平成25年度の計画期間で「長久手市地域公共交通総合連携計画」を策定し、引き続き平成26年5月に「第2次長久手市地域公共交通総合連携計画」を策定した。さらに国の動向に対応した計画とするため、「第2次長久手市地域公共交通総合連携計画」を活かして引き継いで「長久手市地域公共交通網形成計画」を策定し、その計画期間満了を受けて、平成30年度に「第2次長久手市地域公共交通網形成計画」を策定し、令和5年度までに公共交通の利便性を高めるために、下表の10項目について具体的な取り組みを行うこととしている。

取り組みを確実に実行し継続していくため、今後3ヵ年の生活交通確保維持改善計画を策定し、地域公共交通確保維持改善事業に取り組むことが必要となっている。

種別	主要施策と計画事業
公共交通の 確保・維持・改善	(1) 公共交通網の確保・維持
	(2) 利用状況やニーズに応じたバス路線への見直し
	(3) 移動困難者への支援の拡充
	(4) Nーバス及び新しい移動サービスの見直しの仕組みづくり
利用促進方策	(5) 企業と連携した公共交通利用促進の展開
	(6) 市民参加型の利用促進の展開・継続
	(7) 公共交通マップの更新
	(8) 周知・広報活動の強化
	(9) 各関係機関と連携した利用促進の展開
調査	(10) 定期的な利用データ取得のための公共交通利用実態調査

1-3. 計画期間

地域公共交通確保維持改善事業の補助対象期間との整合性を考慮して、令和3年度事業は2020年（令和2年）10月～2023年（令和5年）9月の3ヵ年とする。

(3) 定量的な目標

【Nーバス補助対象系統の目標】

① 市内公共交通の利用者数の増加

補助対象路線	令和元年度実績 (平成 31.04～令和 2.03)	令和 3 年度利用者数 (想定) (6 月分の前年度比反映)	目標 (令和 2.10～令和 3.09)
中央循環線右まわり	44,778 人/年	33,316 人/年	36,648 人/年 (10%増)
中央循環線左まわり	40,071 人/年	28,050 人/年	32,258 人/年 (15%増)
三ヶ峯線	29,643 人/年	22,825 人/年	25,108 人/年 (10%増)

② 効率的な公共交通の確保

補助対象路線	令和元年度実績 (平成 31.04～令和 2.03)	令和 3 年度利用者数 (想定) (令和 2 年 6 月分)	目標 (令和 2.10～令和 3.09)
中央循環線右まわり	11.2 人/便	8.3 人/便	9.1 人/年 (10%増)
中央循環線左まわり	11.1 人/便	7.8 人/便	9.0 人/年 (15%増)
三ヶ峯線	11.7 人/便	10.5 人/便	11.6 人/年 (10%増)

目標値については、令和元年度実績を踏まえ、目標を上表のとおり設定する。

なお、Nーバスは平成 31 年度 4 月のダイヤ改正に伴い、運行本数を平成 31 年 4 月より 74 便/日から 67 便/日に減便している。ダイヤ改正による影響を鑑み、令和元年度実績（平成 31.04～令和 2.03）を基準とする。

目標値については、新型コロナウイルスの影響により、4 月、5 月分の利用者数は中央循環線で 50%程度、三ヶ峯線で 70%程度減少しているものの、緊急事態宣言が解除された 6 月の利用者数は 25～30%程度の減少まで回復している。今後も新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、25～30%程度の減少で推移していくことが考えられる。そのため、①市内公共交通の利用者数の増加については、令和元年度実績値と 6 月分の前年度比から令和 3 年度利用者数（想定）を基準都市、基準の 10%増を目標値とする。ただし、中央循環線左回りについては、6 月の利用者減少割合が他の路線に比べ高かったが、7 月（7 月 20 日時点）の利用者減少割合が他路線と比較し回復していることから、15%増を目標値とした。②効率的な公共交通の確保（1 便当たりの利用者数）については、令和 2 年 6 月分の利用者数を令和 3 年度利用者数（想定）とし、その 10%～15%増を目標値とする。

【参考】

① 令和2年度利用者数

補助対象路線	4月 (1便当たり利用者数)	5月 (1便当たり利用者数)	6月 (1便当たり利用者数)
中央循環線右まわり	1,814人 (5.5人/便)	1,831人 (5.4人/便)	2,725人 (8.3人/便)
中央循環線左まわり	1,631人 (5.4人/便)	1,613人 (5.2人/便)	2,325人 (7.8人/便)
三ヶ峯線	839人 (4.0人/便)	790人 (3.6人/便)	2,210人 (10.5人/便)

② 令和元年度利用者数

補助対象路線	4月 (1便当たり利用者数)	5月 (1便当たり利用者数)	6月 (1便当たり利用者数)
中央循環線右まわり	3,687人 (11.2人/便)	3,833人 (11.2人/便)	3,665人 (11.1人/便)
中央循環線左まわり	3,198人 (10.7人/便)	3,362人 (10.8人/便)	3,312人 (11.0人/便)
三ヶ峯線	2,665人 (12.7人/便)	2,901人 (13.4人/便)	2,869人 (13.7人/便)

③ 利用者数増減率

補助対象路線	4月	5月	6月
中央循環線右まわり	▲50.8%	▲52.2%	▲25.6%
中央循環線左まわり	▲49.0%	▲52.0%	▲29.8%
三ヶ峯線	▲68.5%	▲72.8%	▲23.0%

参考：第2次長久手市地域公共交通網形成計画の目標設定

将来像	目標	評価指標	現況値	目標値 【目標年次：2023年度】
みんながつながり 笑顔があふれる 公共交通	市内公共交通の 利用者数の増加	・市内各公共交通の 利用者数	・リニモ：4,138,781人/年 (市内6駅の乗車客数) ・名鉄バス：794,000人/年 (市内バス停利用者数) ・Nーバス：261,821人/年	リニモ：4,390,000人/年 (市内6駅の乗車客数) 名鉄バス：794,000人/年 (市内バス停利用者数) Nーバス：271,000人/年
基本方針	目標	評価指標	現況値	目標値 【目標年次：2023年度】
基本方針1： 各公共交通の連携	市内公共交通の 利便性の向上	・各公共交通の利用 している人の割合 の増加	・リニモ：54.0% ・名鉄バス：34.5% ・Nーバス：22.9%	リニモ：57%以上 名鉄バス：37%以上 Nーバス：25%以上
基本方針2： まちの変化への対応 と持続性の確保	効率的な 公共交通の確保	・隣接市コミュニティ バスと接続している ことの効果の向上	・54.1%（「役に立った」 「やや役に立った」の回 答割合の合計）	60%以上
		・Nーバスの1便当 たり利用者数の増 加	・Nーバス：9.8人/便	Nーバス：11.4人/便
基本方針3： 多様な移動ニーズ への対応	公共交通に 対する 満足度の向上	・公共交通を便利に する取組の満足度 の向上	・19.7%（「満足」「ほぼ 満足」の回答割合の合 計）	25%以上
基本方針4： 利用促進による 維持・活性化	公共交通に 対する 市民意識の向上	・公共交通利用を考 える意識の向上	・22.1%（「公共交通利用 を第一に考える」回答割 合の合計）	25%以上
		・各公共交通を利用 しない理由で「バス がどのように走って いるか分からない」 という回答割合の 減少	・名鉄バス：24.5% ・Nーバス：28.1%	名鉄バス：20%未満 Nーバス：20%未満

※現況値のうち、将来像と基本方針2のNーバスの1便当たり利用者数は2017年実績、その他の現況値は2017年市民アンケート調査結果。

2-2. 事業の効果

定量的な目標を達成することにより、次の効果が期待される。

- ・公共交通の満足度の向上による公共交通の利用者数の増加
- ・みんなが利用しやすい公共交通システムの確立
- ・公共交通をみんなで育むという意識の向上
- ・市民参加意識の向上による公共交通の利用促進への寄与
- ・自動車利用の適正化

3. 目標を達成するために行う事業及びその実施主体

目標を達成するために取り組む10項目の具体的な事業は、以下の実施主体とスケジュールで実施する。

種別	主要施策と計画事業	対応する基本方針	実施主体	実施時期の目安（年度）				
				2019	2020	2021	2022	2023
1. 公共交通の確保・維持・改善	(1) 公共交通網の確保・維持	基本方針1	交通事業者 長久手市					
	(2) 利用状況やニーズに応じたバス路線への見直し ①Nーバスの見直し (路線・案内表示等) ②市外に接続する公共交通機関との連携	基本方針1 基本方針2 基本方針4	交通事業者 長久手市					
	(3) 移動困難者への支援の拡充	基本方針3	交通事業者 長久手市					
	(4) Nーバス及び新しい移動サービスの見直しの仕組みづくり	基本方針2	長久手市 交通事業者					
2. 利用促進方策	(5) 企業と連携した公共交通利用促進の展開	基本方針4	交通事業者 商業事業者等 長久手市					
	(6) 市民参加型の利用促進の展開・継続	基本方針4	市民 長久手市 交通事業者					
	(7) 公共交通マップの更新	基本方針4	長久手市 交通事業者					
	(8) 周知・広報活動の強化	基本方針4	長久手市 交通事業者					
	(9) 各関係機関と連携した利用促進の展開	基本方針4	長久手市 関係機関					
3. 調査	(10) 定期的な利用データ取得のための公共交通利用実態調査	基本方針1	長久手市 交通事業者					

※： 検討 実施・継続

(1) 主な事業

① Nーバスの見直し

令和元年度に実施した利用実態調査及び意見交換会の実施結果等に基づき、令和3度4月からのNーバス路線再編に向け、検討を行う。

② 市外に接続する公共交通との連携

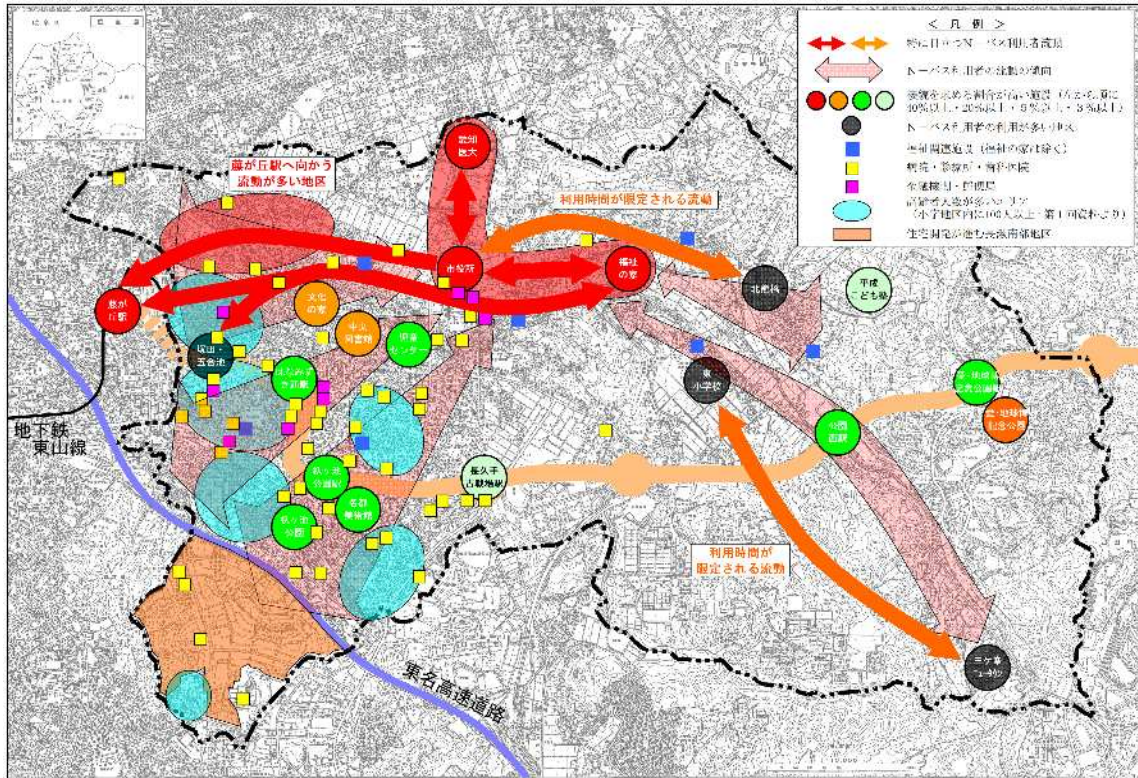
Nーバスの路線再編に伴い、市外に接続する公共交通機関との連携を進めるため、利用しやすいダイヤ等を検討する。

また、尾三地域が連携した広域的な公共交通ネットワークの構築に向け、尾三地区広域公共交通推進会議にて協議を進める。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

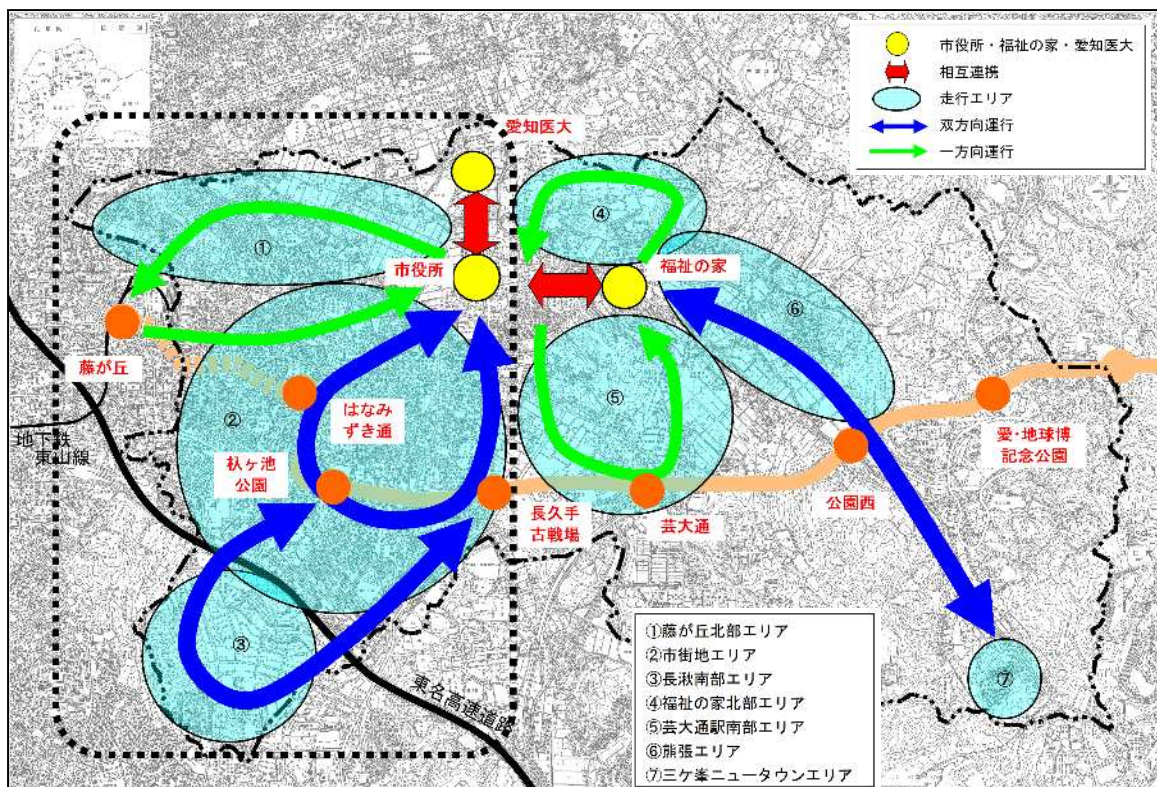
4-1. 接続ニーズの高い施設と主な流動

流動は市西部の市街地に多く、市東部は一部の流動が多くなっている。



4-2. 路線設定のイメージ

利用者の流動や市内の人口密集状況を踏まえ、下図のイメージを基本として路線設定を行った。



4-3. 運行系統の概要

4-3-1. 令和3年3月までの現在の路線

(1) 運行路線

路線設定のイメージを踏まえて、N-バスは7路線設定し、運行を行う。

市役所、杵ヶ池公園駅北口・南口、福祉の家の3箇所のバス停は、他のN-バス路線への乗り継ぎポイントとする。（路線図は次頁参照）

路線	概要
中央循環線	<ul style="list-style-type: none"> ・南北方向の移動を支える幹線 ・住宅密集地の外縁を通るので、幹線としての強化を目指し双方向運行
福祉の家線	<ul style="list-style-type: none"> ・利用ニーズが非常に高い市役所と福祉の家を接続 ・利用ニーズが高いので、双方向運行
西部循環線	<ul style="list-style-type: none"> ・藤が丘線や中央循環線の2路線で補い切れない市街地内の住民の足と、人口増加が著しい長湫南部地区での移動手段を一体で確保 ・南部地区は人口増加地区であるので、双方向運行
藤が丘線	<ul style="list-style-type: none"> ・リニモから離れたエリアを最寄りの藤が丘駅へ接続 ・名鉄バスとの役割分担と、市役所への移動利便の確保を考慮し部分的に双方向運行
北部線	<ul style="list-style-type: none"> ・一帯は人口が少ないため、主要施設の福祉の家、愛知医大を結びながら市役所に接続 ・利用が少ないと見込まれるので、片方向運行
東部線	<ul style="list-style-type: none"> ・一帯は人口が少ないため、主要施設の福祉の家、芸大通駅を結びながら市役所に接続 ・利用が少ないと見込まれるので、片方向運行
三ヶ峯線	<ul style="list-style-type: none"> ・一帯は人口が少なく、移動ニーズを考慮して2つのエリアを集約し市役所に接続 ・路線の延長が長くなるので、双方向運行

(2) サービス水準

① 運行本数・運行日・使用車両

運行は毎日行い、12/31～1/3までの年末年始は運休する。なお、北部線と東部線は毎月第1月曜日を運休日とする。12/29～30は、現行ダイヤの9時台発～16時台発の便で輸送対応を図る特別ダイヤで運行する。

車両は小型バス5台とワンボックス車両1台を使用し、各路線を運行する。

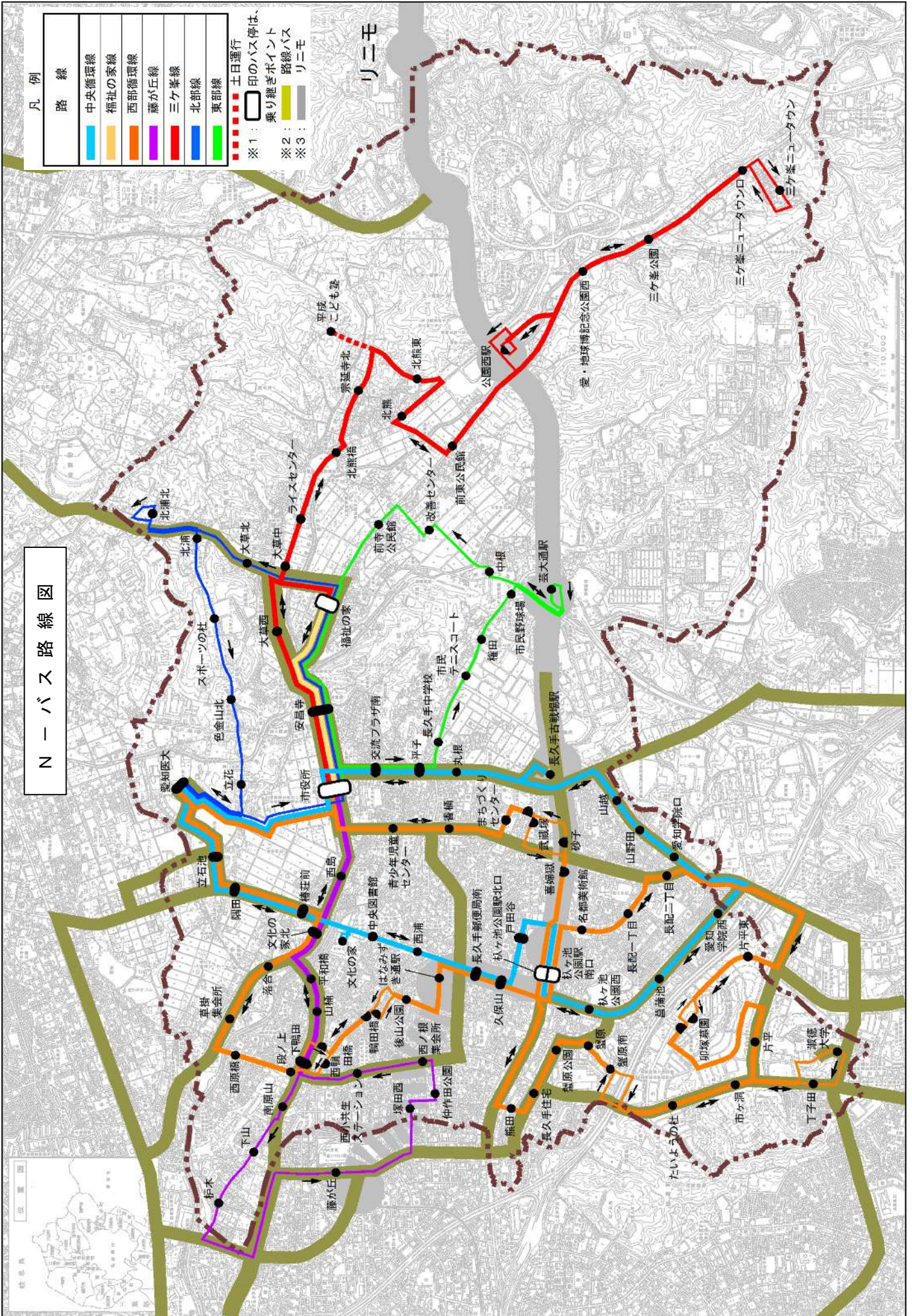
路線	1日運行本数 (1/4～12/28)	使用車両
中央循環線 (右回り)	1 1	小型バス5台で 各路線を運行
中央循環線 (左回り)	1 0	
福祉の家線	1 0	
西部循環線 (右回り)	6	
西部循環線 (左回り)	6	
藤が丘線	7	
三ヶ峯線	7	
北部線	5	ワンボックス車両 1台で各路線を運行
東部線	5	
合計	6 7	—

凡例

路線	中央循環線	福祉の家線	西部循環線	藤が丘線	三ヶ峯線	北部線	東部線
印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、
印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、
印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、	印のバス停は、

- ※1: 平日運行
- ※2: 印のバス停は、乗り継ぎポイント
- ※3: 路線バス

Nーバス路線図



②運行ダイヤ

運行ダイヤは以下の考えで設定を行い、下図に示す運行ダイヤで運行を行う。

- ・人口密集地を運行する中央循環線、福祉の家線、西部循環線は運行回数を多くする。
- ・藤が丘線については、名鉄バスで検討されている路線と一部重複するため、競合しないように運行本数を確保するようにする。
- ・三ヶ峯線、北部線、東部線については、利用状況に応じた運行本数にする。
ただし、三ヶ峯線では、三ヶ峯ニュータウン～東小学校間（前東公民館バス停）の小学児童の通学時間帯に運行するように配慮する。
- ・他の路線への乗り継ぎ拠点とする「市役所」「福祉の家」「杵ヶ池公園駅北口・南口」では、待ち時間が短縮されるように他の路線との接続性に配慮したダイヤとする。

運行ダイヤ（1/4～12/28）

ルート	起終点	所要時間 (分)	運行 本数 (本/日)	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
中央循環線 (右回り)	市役所	48	11															
中央循環線 (左回り)	市役所	48	10															
福祉の家線	市役所	13	10															
西部循環線 (右回り)	市役所	75	6															
西部循環線 (左回り)	市役所	75	6															
藤が丘線	市役所	40	7															
三ヶ峯線	市役所	72	7															
東部線	市役所	25	5															
北部線	市役所	25	5															
市役所 ↓ 福祉の家	5～9	22																
福祉の家 ↓ 市役所	7～11	22																

※12/29～30 は、9時台発～16時台発の便で輸送対応を図る特別ダイヤで運行

③運賃

1 乗車100円とする。

ただし、「市役所」「福祉の家」「杵ヶ池公園駅北口・南口」の3箇所の乗り継ぎポイントでは、運転手が発行する『乗継券』により他の路線の利用を可能とする。

また、下記の方の料金は無料とする。

<運賃無料の対象>

- 1) 中学生以下の小人
- 2) 長久手市が発行した赤色の「あったかあど」を携帯している人
- 3) 就学前の児童1人につき同伴の保護者1人
- 4) 妊婦
- 5) 身体障害者手帳の所持者と付添者1人
- 6) 療育手帳の所持者と付添者1人
- 7) 被爆者健康手帳の所持者と付添者1人
- 8) 精神障害者保健福祉手帳の所持者と付添者1人

4-3-2. 令和3年4月以降の見直し路線

(1) 運行路線

アンケート調査や市民懇談会の結果を踏まえて、Nーバスは5路線に集約し運行を行う。
市役所、市役所前、福祉の家、長久手古戦場駅の4箇所のバス停は、他のNーバス路線への乗り継ぎポイントとする。(路線図は次頁参照)

路線	概要
中央線	<ul style="list-style-type: none"> ・南北方向の移動を支える幹線であり、人口増加が著しい長湫南部地区での移手段を確保 ・利用ニーズが高いため双方向運行
西部線	<ul style="list-style-type: none"> ・藤が丘線や中央線の2路線で補い切れない、市街地内の住民の足を確保 ・住宅密集地の外縁を通るので、幹線としての強化を目指し、双方向運行
藤が丘線	<ul style="list-style-type: none"> ・リニモから離れたエリアを最寄りの藤が丘駅へ接続 ・名鉄バスとの役割分担と、市役所への移動利便の確保を考慮し部分的に双方向運行
東部線	<ul style="list-style-type: none"> ・一帯は人口が少ないため、主要施設の福祉の家、愛知医大、芸大通駅を結びながら市役所に接続 ・利用者は少ないが、主要施設を通るので双方向運行
三ヶ峯線	<ul style="list-style-type: none"> ・一帯は人口が少なく、移動ニーズを考慮して2つのエリアを集約し市役所に接続 ・路線の延長が長くなるので、双方向運行

(2) サービス水準

① 運行本数・運行日・使用車両

運行は毎日行い、12/31～1/3までの年末年始は運休する。

車両は小型バス5台を使用し、各路線を運行する。

路線	1日運行本数(本/日) (1/4～12/28)		使用車両
	平日	休日	
中央線	13	9	小型バス5台で 各路線を運行
西部線	13	9	
藤が丘線	5	5	
三ヶ峯線	5	4	
東部線	6	5	
合計	42	32	—

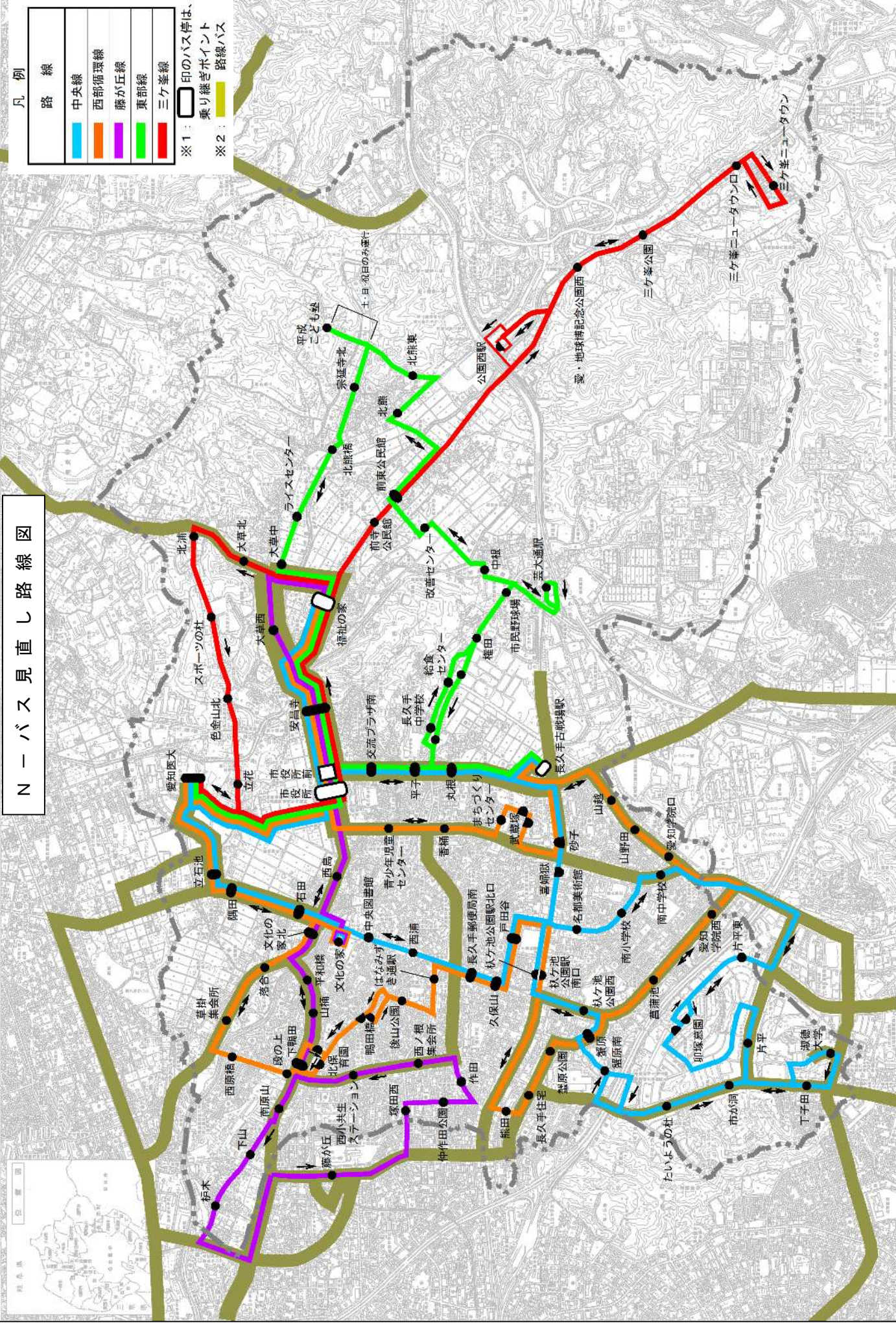
※：12/31～1/3の年末年始は運休

凡例

路線	中央線	西部循環線	藤が丘線	東部線	三ヶ峯線

※1: 印のバス停は、
乗り継ぎポイント
※2: 路線バス

Nーバス見直し路線図



②運行ダイヤ

運行ダイヤは以下の考えで設定を行い、下図に示す運行ダイヤで運行を行う。

- ・人口密集地を運行する中央線、西部線は運行回数を多くする。
- ・藤が丘線については、名鉄バスで検討されている路線と一部重複するため、競合しないように運行本数を確保するようにする。
- ・三ヶ峯線、東部線については、利用状況に応じた運行本数にする。
ただし、三ヶ峯線では、三ヶ峯ニュータウン～東小学校間（前東公民館バス停）の小学児童の通学時間帯に運行するように配慮する。
- ・他の路線への乗り継ぎ拠点とする「市役所」「市役所前」「福祉の家」「長久手古戦場駅」では、待ち時間が短縮されるように他の路線との接続性に配慮したダイヤとする。

運行ダイヤ：平日

ルート	起終点	所要時間(分)	運行本数(本/日)	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
中央線(右回り)	市役所	76	7	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
中央線(左回り)	市役所	74	6		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
西部線(右回り)	市役所	73	6		■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
西部線(左回り)	市役所	75	7	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
藤が丘線	市役所	62	5				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
三ヶ峯線	市役所	57	5				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
東部線(右回り)	市役所	49	3					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
東部線(左回り)	市役所	50	3				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

運行ダイヤ：休日

ルート	起終点	所要時間(分)	運行本数(本/日)	6時	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
中央線(右回り)	市役所	76	5			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
中央線(左回り)	市役所	74	4				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
西部線(右回り)	市役所	73	4				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
西部線(左回り)	市役所	75	5			■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
藤が丘線	市役所	62	5				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
三ヶ峯線	市役所	57	4				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
東部線(右回り)	市役所	50	2					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
東部線(左回り)	市役所	51	3				■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■

③運賃

1 乗車100円とする。

ただし、「市役所」「市役所前」「福祉の家」「長久手古戦場駅」の4箇所の乗り継ぎポイントでは、運転手が発行する『乗継券』により他の路線の利用を可能とする。

また、下記の方の料金は無料とする。

<運賃無料の対象>

- 1) 中学生以下の小人
- 2) 長久手市が発行した赤色の「あったかあど」を携帯している人
- 3) 就学前の児童1人につき同伴の保護者1人
- 4) 妊婦
- 5) 身体障害者手帳の所持者と付添者1人
- 6) 療育手帳の所持者と付添者1人
- 7) 被爆者健康手帳の所持者と付添者1人
- 8) 精神障害者保健福祉手帳の所持者と付添者1人

4-4. 運行期間

新たに策定した第2次長久手市地域公共交通網形成計画の計画期間は令和5年度までであり、計画期間中にN-バスの見直しを行い、引き続き運行を実施する。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
令和3年度 事業				

4-5. 運行事業者の決定方法

N-バスの運行を名鉄バス(株)に依頼しているのは、営業所及び車庫が市内に位置し、配車する上で回送ロスが少なくなることや、代車対応が容易であるなど、立地面や運行経費等での優位性が非常に高い状況にある。

また、平成10年7月にN-バスの運行を始めて以降、名鉄バス株式会社に運行を委託しており、これまでは特に問題なく運行を行ってきている。

このことから、引き続き名鉄バス株式会社に運行を委託する。

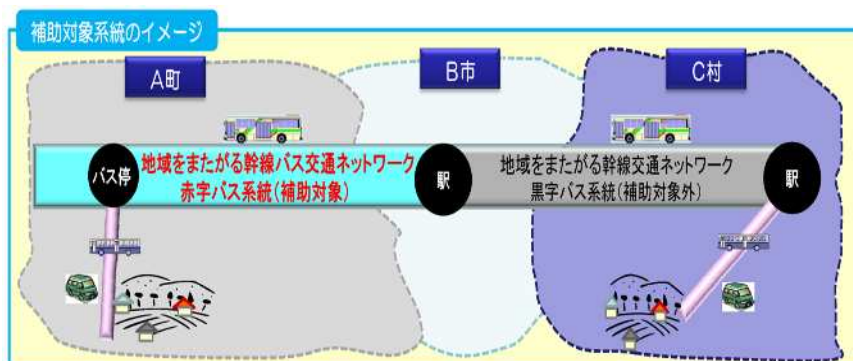
4-6. 地域公共交通確保維持改善事業の活用路線

4-6-1. 地域間幹線系統について

(1) 地域間幹線系統の概要

以下の①～⑧の全ての要件に適合することが必要となる。

- ① 路線定期運行
- ② 複数の市町村にまたがる系統
- ③ 広域行政圏の中心市町村、都道府県庁所在地、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会が認めたものへの需要に対応して設定
- ④ 1日当たりの運行回数が3回以上
- ⑤ (計画平均乗車密度÷計画運行回数) の式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が15～150人見込まれ、かつ過去2ヶ年連続して1日当たり実績輸送量が15人未満又は150人超でない
- ⑥ 補助対象期間に当該系統の経常収益の見込額が補助対象経常費用の見込額に達していなく、過去2ヶ年連続して経常収益が経常費用を越えていない
- ⑦ 補助対象期間の末日(9月30日)において引き続き運行される
- ⑧ 第7条第5項に規定する改善計画を実施する系統であって、当該改善計画の期間終了時において当該改善計画で設定した目標値を達成したもの



(2) 地域間幹線系統の概要

Nーバスでの適合性のポイントは②と⑤となる。

ア. 令和3年3月までの現在の路線

②に該当する路線は、名古屋市にまたがって運行する**藤が丘線**となる。

しかし、Nーバスで最も利用者が多い藤が丘線でも⑤の要件の1日当たりの輸送量が15人に満たないため、地域間幹線系統に適合するNーバスの路線はない。

イ. 令和3年4月以降の見直し路線

②に該当する路線は、名古屋市にまたがって運行する**藤が丘線**となる。

しかし、Nーバスで最も利用者が多い藤が丘線でも⑤の要件の1日当たりの輸送量が15人に満たないため、地域間幹線系統に適合するNーバスの路線はない。

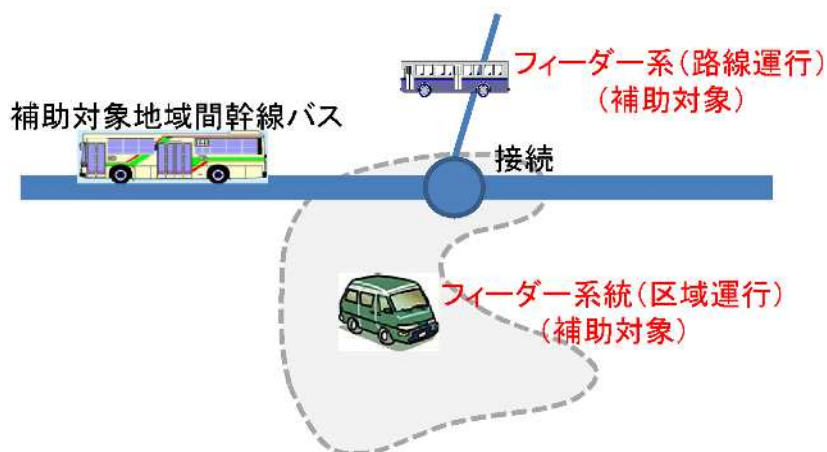
4-6-2. 地域内フィーダー系統について

(1) 地域内フィーダー系統の概要

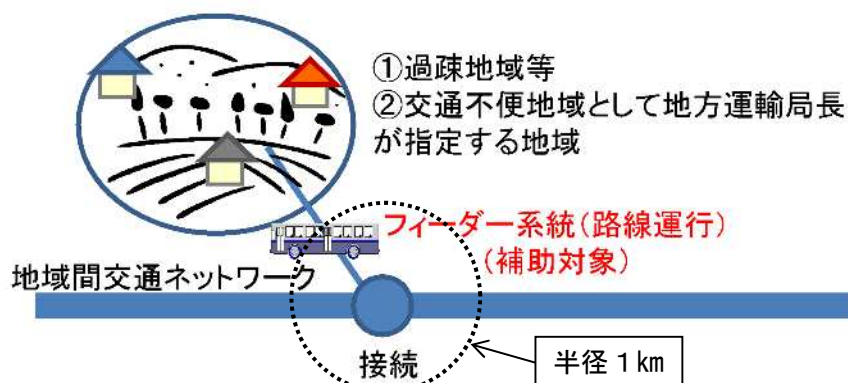
- ・補助の適用を受けるには、下記①～⑦の全ての要件に適合することが必要となる。
 - ①路線定期運行（Nーバスに該当する内容のみ記載）
 - ②次のいずれかの要件を満たす系統（Nーバスに該当する内容のみ記載）
 - 1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統であること
 - 2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること
 - ※Nーバスの場合は、半径1 km以内にバス停、鉄軌道駅がない地域を交通不便地域としての指定を受ける必要がある。
 - ③地域における既存の交通ネットワークや生活交通ネットワーク計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られている
 - ④1) 当該補助対象期間中に新たに運行を開始する、2) 既に運行を開始しているもので生活交通確保維持改善計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始する、3) 前年度補助対象期間中から生活交通確保維持改善計画に基づき運行されている、のいずれかに該当する
 - ⑤補助対象期間に当該系統の経常収益が補助対象経常費用に達していない
 - ⑥補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される
 - ⑦（輸送人員÷運行回数）の式によって算出される補助対象期間の1回当たりの輸送量が2人以上であるもの

★Nーバスでの適合のポイントは上記の要件②となる。

<上記の要件②を満たす系統のイメージ図>



1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統のイメージ図



2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統のイメージ図

(2) N-バスで要件②を満たす系統

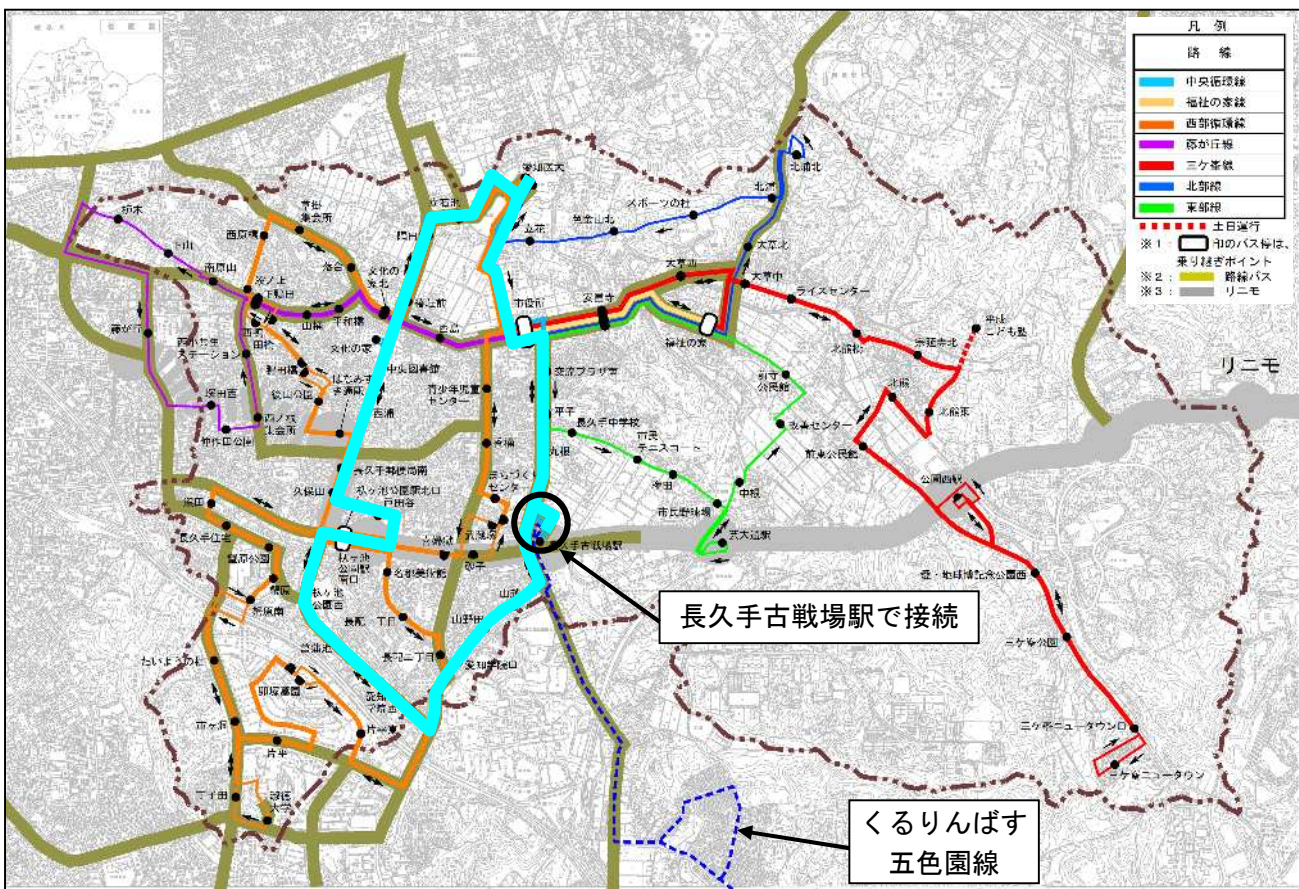
1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統

- ・N-バスが接続する他市の路線の中において、補助対象地域間幹線系統の指定を受けた路線は、下記の日進市の路線である。

●日進市くるりんばす：五色園線（N-バスと長久手古戦場駅で接続）

ア. 令和3年3月までの現在の路線

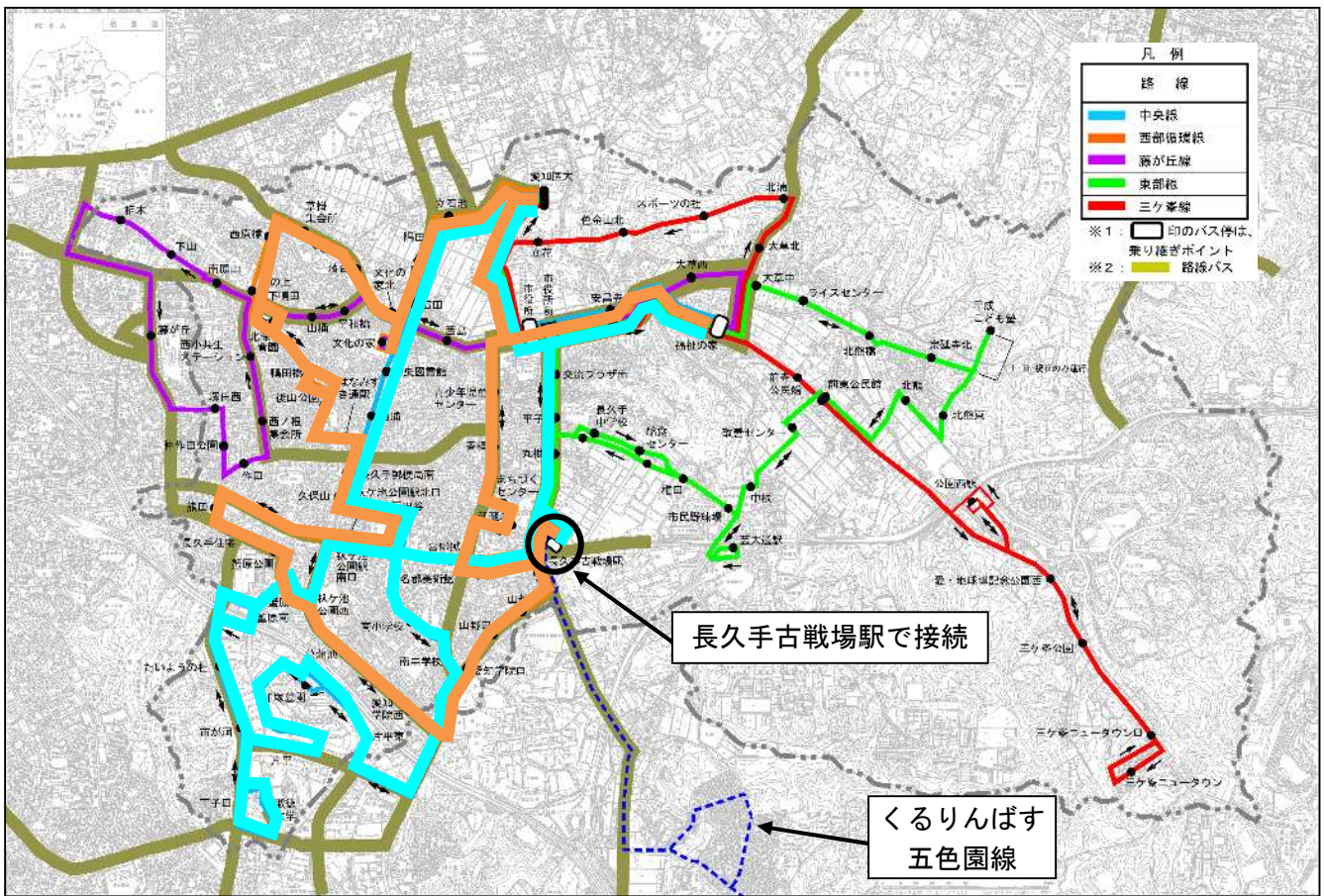
- ・現在の路線では、中央循環線（右回り、左回り）が日進市くるりんばすの五色園線と接続し、補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統として適合する路線となる。



補助対象地域間幹線系統との接続箇所図：現在のN-バス路線の場合

イ. 令和3年4月以降の見直し路線

- ・見直し路線では、中央線、西部線、東部線が日進市くるりんばすの五色園線と接続する。
- ・このうち、東部線については見直し前の現在の運行系統と大半が重複し、前述の地域内フィーダー系統の①～⑦の要件のうち、「④ 1) 当該補助対象期間中に新たに運行を開始する」系統に該当せず、要件④の1)～3)のいずれも満たさない。
- ・そのため、補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統として適合する路線は、中央線、西部線となる。



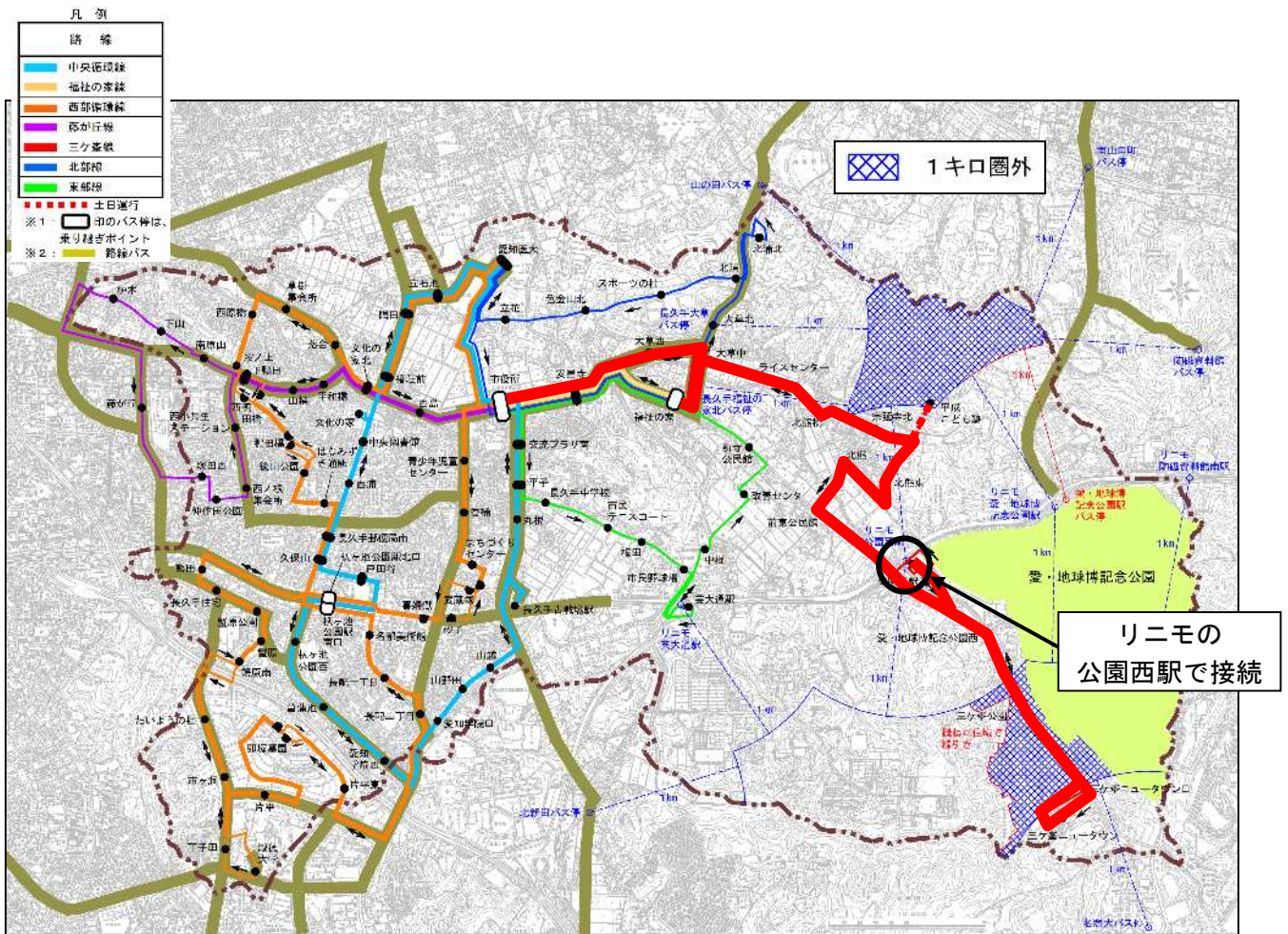
補助対象地域間幹線系統との接続箇所図：見直し路線のNーバス路線の場合

2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統

- 半径1 km以内にバス停、鉄軌道駅がない交通不便地域として指定を受けた範囲を運行し、地域間交通ネットワークに接続する路線が該当する。

ア. 令和3年3月までの現在の路線

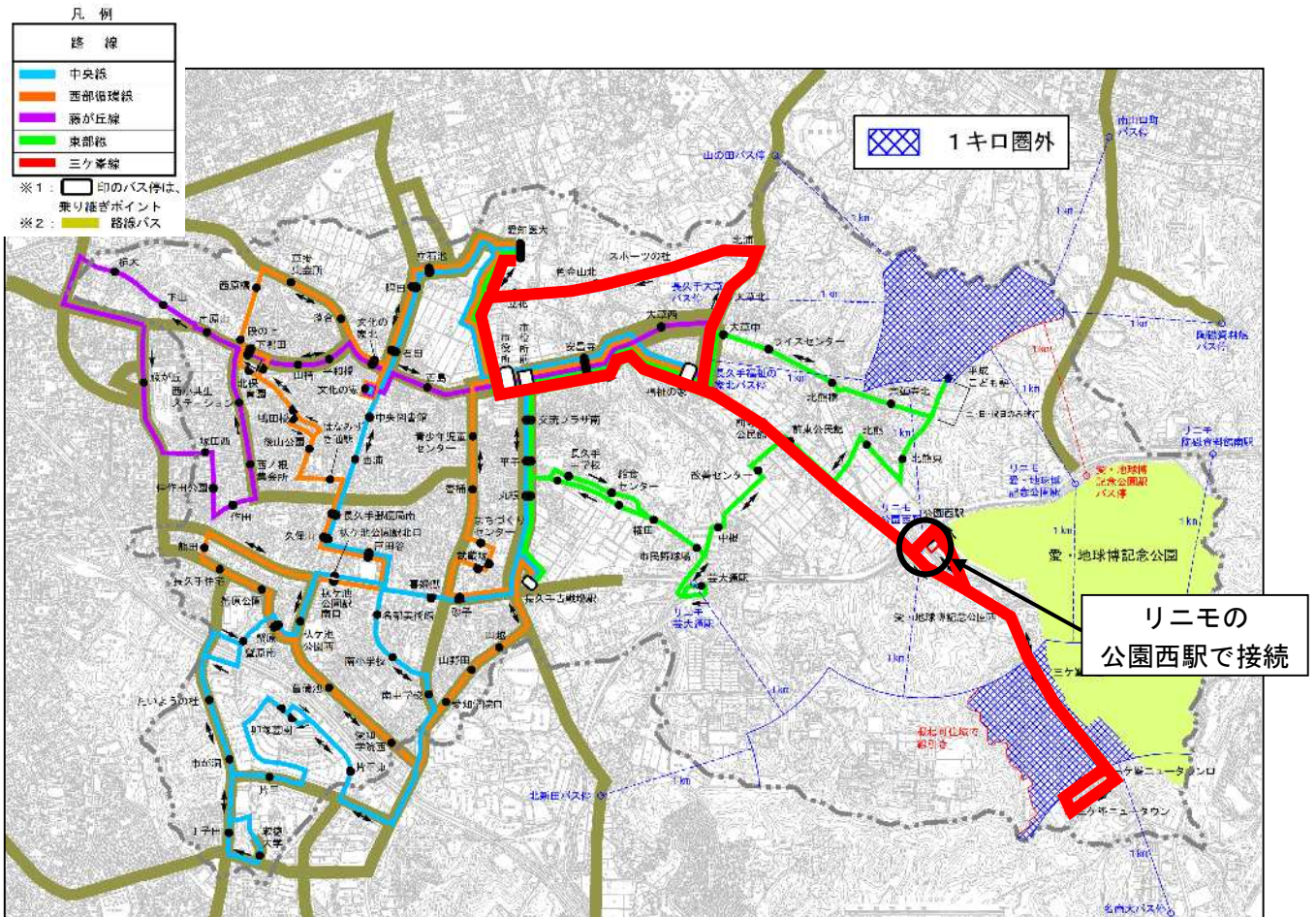
- 現在の路線では、三ヶ峯線が交通不便地域を運行し、交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統として適合する路線となる。



既存駅・バス停（リニモ・名鉄バス）から1キロ圏外の範囲図：現在のN-バス路線の場合

イ. 令和3年4月以降の見直し路線

- ・見直し路線では、三ヶ峯線がその1キロ圏外を運行し、交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統として適合する路線となる。



既存駅・バス停（リニモ・名鉄バス）から1キロ圏外の範囲図：見直し路線のNーバス路線の場合

(3) Nーバスで要件を満たす系統のまとめ

地域公共交通確保維持改善事業のフィーダー系統の要件を満たす路線は、下記のとおりとなる。

1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統

- ・令和3年3月までの現在の路線：中央循環線（右回り、左回り）
- ・令和3年4月以降の見直し路線：中央線、西部線

2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統

- ・令和3年3月までの現在の路線：三ヶ峯線
- ・令和3年4月以降の見直し路線：三ヶ峯線

表1 地域公共交通確保維持事業より運行を確保維持する運行系統の概要及び運行予定者地域内ドライバー系統

令和3年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再 編 特 例 措 置	地域内ドライバー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準で該当 する要件	接続する補助対象地 域間幹線系統等の 接続確保策	基準で該当 する要件 (別表7のみ)
愛知県 長久手市	名鉄バス(株)	(1) 中央循環線 右まわり	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 10.1km 循環	178日	1948.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(2) 中央循環線 左まわり	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 10.1km 循環	178日	1772.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(3) 三ヶ峯線平日便	市役所	三ヶ峯 ニュータウン	市役所	往 16.7km 循環	121日	847.0回		路線定期	②(2)	リニモの公園西駅に接続	③
	名鉄バス(株)	(4) 三ヶ峯線土休日便	市役所	三ヶ峯 ニュータウン	市役所	往 17.9km 循環	57日	395.0回		路線定期	②(2)	リニモの公園西駅に接続	③
	名鉄バス(株)	(5) 中央線 右まわり平日便	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 19.1km 循環	123日	861.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(6) 中央線 右まわり土休日便	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 19.1km 循環	60日	300.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(7) 中央線 左まわり平日便	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 18.4km 循環	123日	738.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(8) 中央線 左まわり土休日便	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 18.4km 循環	60日	240.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(9) 西部線 右まわり平日便	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 18.6km 循環	123日	738.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(10) 西部線 右まわり土休日便	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 18.6km 循環	60日	240.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(11) 西部線 左まわり平日便	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 18.4km 循環	123日	861.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(12) 西部線 左まわり土休日便	市役所	長久手古 戦場駅	市役所	往 18.4km 循環	60日	300.0回		路線定期	①	日進市ふるりんばすの長久 手古戦場駅バス停に接続	③
	名鉄バス(株)	(13) 三ヶ峯線平日便	市役所	三ヶ峯 ニュータウン	市役所	往 15.0km 循環	123日	615.0回		路線定期	②(2)	リニモの公園西駅に接続	③
	名鉄バス(株)	(14) 三ヶ峯線土休日便	市役所	三ヶ峯 ニュータウン	市役所	往 15.0km 循環	60日	240.0回		路線定期	②(2)	リニモの公園西駅に接続	③

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内ドライバー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内ドライバー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・運行経費の負担は、長久手市が行う。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・補助対象事業者は運行事業者とするので、補助対象路線を運行する「名鉄バス株式会社」が補助対象事業者となる。

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

- ・法定協議会（地域公共交通会議）を補助対象事業者としないため、記載なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

- ・地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

- ・地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

- ・地域内フィーダー系統確保維持の計画のため、記載なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

- ・外客来訪促進計画を策定していないため、「該当なし」

1 2. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

- ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付

<各系統共通>

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	愛知県長久手市
-------	---------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	14,217
交通不便地域	89

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
89	岩作三ヶ峯 他	—
—	—	—
—	—	—
—	—	—

地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
第2次長久手市地域公共交通網形成計画	2019年(平成31年)3月	令和2年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
14,217	$=14,217 \times 150 + 2,500,000$	4,632,000

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

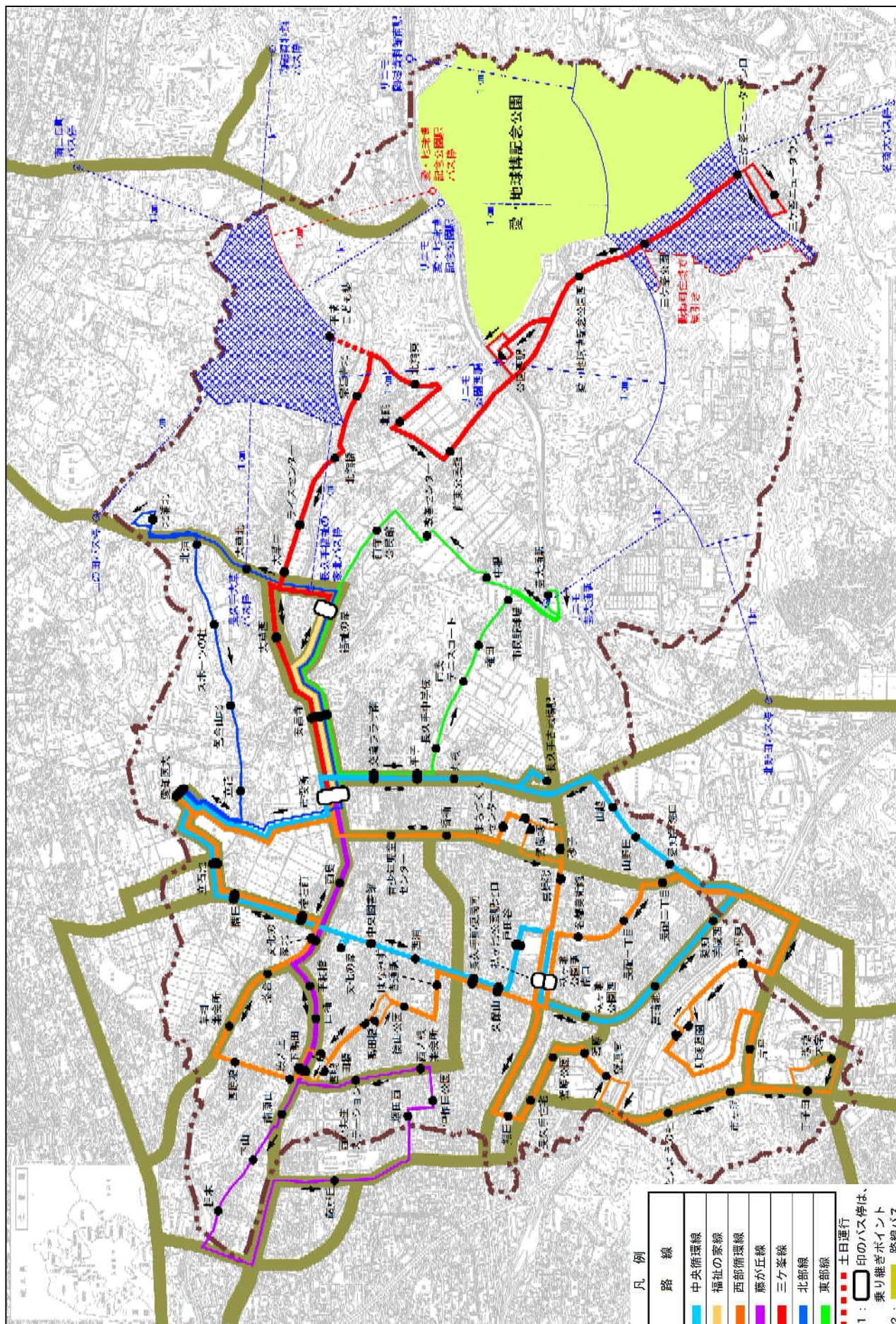
人口集中地区以外の範囲



1キロ圏外



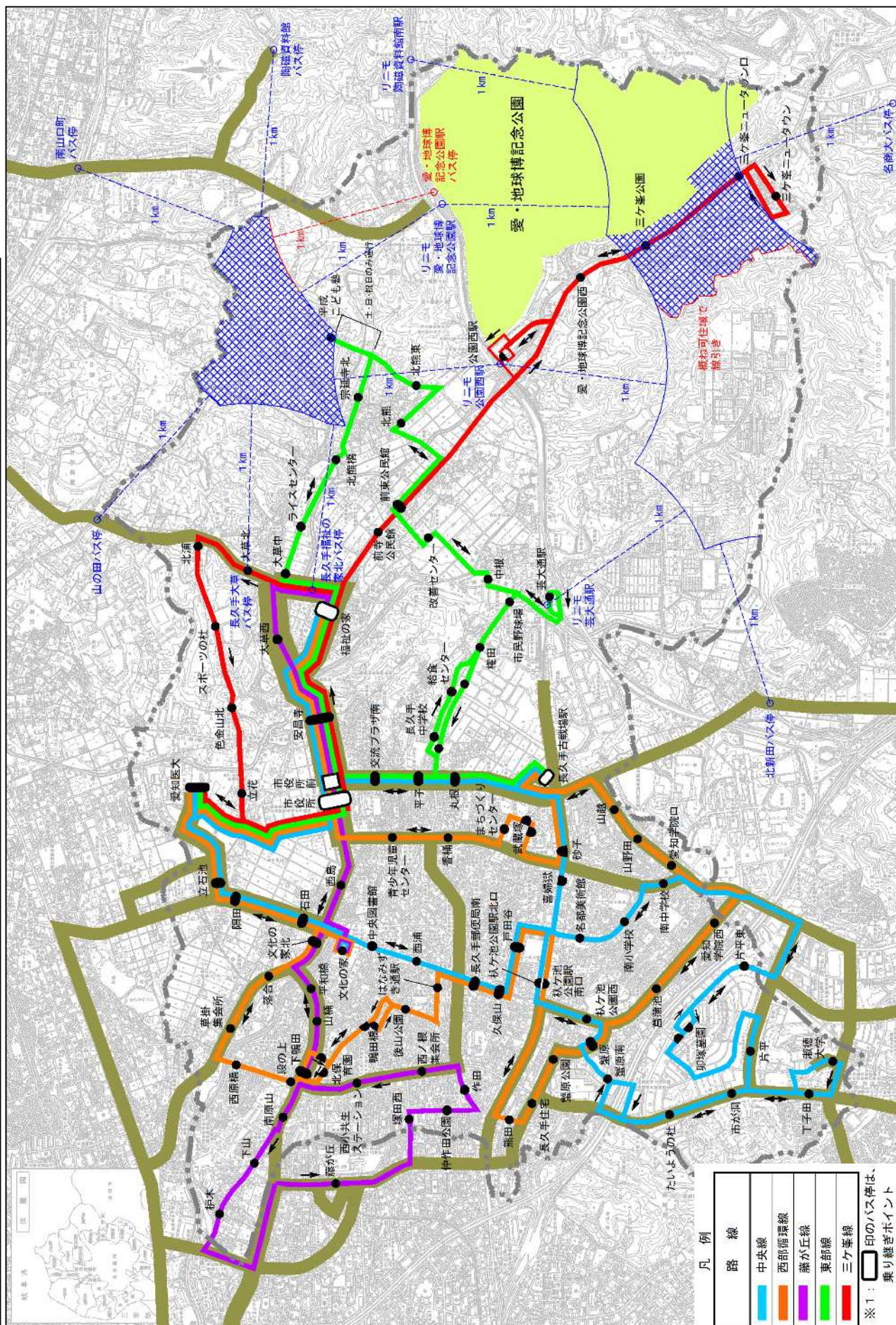
＜既存駅・バス停（リニモ・名鉄バス）から1キロ圏外の範囲＞ ※現在のN-バス路線の場合



- 凡例
- | | | | | | | | |
|----|-----------------|-------|-------|------|------|-----|-----|
| 路線 | 中央循環線 | 福祉の家線 | 西部循環線 | 藤が丘線 | 三ヶ峯線 | 北部線 | 東部線 |
| ※1 | 印のバス停は、乗り継ぎポイント | | | | | | |
| ※2 | 路線バス | | | | | | |
- 土日運行
□ 印のバス停は、乗り継ぎポイント
□ 路線バス

1キロ圏外

＜既存駅・バス停（リニモ・名鉄バス）から1キロ圏外の範囲＞ ※見直し路線のNーバス路線の場合



凡例
 路線
 中央線
 西部循環線
 蕨が丘線
 東部線
 三ヶ峯線
 ※1: 印のバス停は、乗り継ぎポイント
 ※2: 路線バス

1 3. 車両の取得に係る目的・必要性

- ・補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

1 4. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

- ・補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

1 5. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者

- ・補助対象期間内に車両の取得を行わないため、記載なし

1 6. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画

- ・補助対象期間内に車両の更新を行わないため、記載なし

1 7. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

- ・貨客混載導入経費国庫補助金を受ける計画がないため、記載なし

1 8. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

- ・貨客混載導入経費国庫補助金を受ける計画がないため、記載なし

1 9. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

- ・貨客混載導入経費国庫補助金を受ける計画がないため、記載なし

20. 協議会の開催状況と主な議論

会議開催日	協議内容
＜第1回会議＞ 平成20年11月25日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・長久手市地域公共交通会議について ・長久手市の公共交通の現状について
＜第2回会議＞ 平成20年12月22日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・Nーバス再編方針について ・通勤時間帯の運行について
＜第3回会議＞ 平成21年 1月19日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・Nーバス（通勤通学時間帯）のルート・ダイヤについて ・日進市コミュニティバス（くるりんばす）の市内へのバス停設置について
＜第4回会議＞ 平成21年 2月 6日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会の報告及びNーバス（朝夕通勤時間帯）のルート・ダイヤの修正案について ・Nーバス（昼間時間帯）の再編概要について
＜第5回会議＞ 平成21年 4月 7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・Nーバス（昼間時間帯）のルート再編案について ・長久手市地域公共交通会議設置要綱の改正（案）について
＜第6回会議＞ 平成21年 4月28日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・Nーバス再編案の修正及び運行ダイヤ案について ・長久手市地域公共交通総合連携計画について
＜第7回会議＞ 平成21年 5月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・長久手市地域公共交通総合連携計画について
＜第8回会議＞ 平成21年 7月 7日（火）	<ul style="list-style-type: none"> ・Nーバス再編案の取りまとめについて ・長久手市地域公共交通総合連携計画案の取りまとめについて ・長久手市地域公共交通活性化・再生総合事業計画について ・Nーバス朝夕便の利用状況について
＜第9回会議＞ 平成22年 1月27日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度長久手市地域公共交通活性化・再生総合事業の評価について ・平成22年度長久手市地域公共交通活性化・再生総合事業の実施について ・日進市巡回バス（くるりんばす）の再編案について ・愛知学院大学・中西学園バスについて ・名鉄バスへのバス停設置要望について
＜第10回会議＞ 平成22年 6月18日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度地域公共交通会議における決算（案）について ・地域公共交通活性化・再生総合事業の状況報告等について ・平成22年度事業計画（案）及び収支予算について ・地域公共交通会議における会議運営委託について ・公共交通利用実態等調査について
＜第11回会議＞ 平成22年 9月13日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用実態調査（中間報告及び課題の抽出）について ・地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付決定について
＜第12回会議＞ 平成22年11月 1日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用実態調査（集計結果補足）について ・Nーバスのダイヤ等の見直しについて
＜第13回会議＞ 平成22年12月13日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・Nーバスのダイヤ等の見直し（案）について ・NーバスのICカード導入について ・平成22年度地域公共交通活性化・再生総合事業について
＜第14回会議＞ 平成23年 1月28日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸市コミュニティバスの市内へのバス停設置について ・Nーバスのダイヤ等の見直しについて ・平成22年度地域公共交通総合連携計画について
＜第15回会議＞ 平成23年 3月25日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度地域公共交通活性化・再生総合事業について ・平成23年度長久手市地域公共交通会議予算案について
＜第16回会議＞ 平成23年 6月27日（月）	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度長久手市地域公共交通会議決算案について ・公共交通利用実態調査について ・市内公共交通の平成22年度、23年度4・5月の実績について ・地域公共交通確保維持改善事業（生活交通ネットワーク計画）について

会議開催日	協議内容
<p>＜第17回会議＞ 平成23年 9月16日（金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用実態調査について ・公共交通マップについて ・市内公共交通の6月からの実績について
<p>＜第18回会議＞ 平成23年12月21日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化・再生総合事業計画変更に係る補正予算案について ・公共交通マップ（シティガイドマップ）について ・公共交通利用実態調査結果について ・市制施行に伴う長久手市地域公共交通会議設置要綱等の改正について ・市内公共交通の9月からの実績について ・広報活動について
<p>＜第19回会議＞ 平成24年 1月30日（月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度地域公共交通総合連携計画評価案について ・平成24年度事業計画案、予算案について ・公共交通利用実態調査結果報告書案について ・市内公共交通の12月からの実績について ・地域公共交通活性化・再生総合事業計画変更分の状況について ・広報活動について ・生活交通ネットワーク計画について
<p>＜第20回会議＞ 平成24年 6月21日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度長久手市地域公共交通会議決算（案）について ・生活交通ネットワーク計画（案）について ・周知広報事業について ・平成23年度地域公共交通確保維持改善事業の第三者評価委員会結果報告について ・市内公共交通の平成23年度、24年度4・5月の実績について
<p>＜第21回会議＞ 平成24年10月19日（金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周知広報事業〔（仮称）ながくて公共交通かわら版創刊準備号〕について ・平成23年度地域公共交通確保維持改善事業の第三者評価委員会結果報告について ・長久手中央土地区画整理事業地内駅前広場について ・市内公共交通の6月からの実績について
<p>＜第22回会議＞ 平成25年 3月26日（火）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周知広報事業〔（仮称）ながくて公共交通かわら版創刊号〕について ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価案 ・平成25年度事業計画案、予算案 ・市内公共交通の10月以降の実績について
<p>＜第23回会議＞ 平成25年 5月30日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度長久手市公共交通会議事業報告及び決算（案）について ・地域公共交通調査事業について ・生活交通ネットワーク計画（案）について ・利用環境改善促進事業について ・周知広報事業（のりゃあせ）について ・地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について ・市内公共交通の平成24年度、25年度4月の実績について ・長久手市広報でのお知らせ
<p>＜第24回会議＞ 平成25年 8月29日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通に関する調査の実施について ・周知広報事業（のりゃあせ）について ・平成24年度地域公共交通確保維持改善事業の第三者評価委員会結果報告について ・市内公共交通の平成25年度5月以降の実績について

会議開催日	協議内容
<p>＜第25回会議＞ 平成25年11月27日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・調査事業の国庫補助金の交付決定及び平成25年度補正予算案について ・公共交通調査結果概要及び総合連携計画の骨子について ・愛知医科大学発着の路線バスについて ・周知広報事業「のりゃあせ」について ・地域協働推進事業について ・市内公共交通の平成25年度8月以降の実績について
<p>＜第26回会議＞ 平成26年 2月20日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長久手市第2次地域公共交通総合連携計画案について ・周知広報事業「のりゃあせ」について ・地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）の事業評価について ・市内公共交通の平成25年11月以降の実績について
<p>＜第27回会議＞ 平成26年 3月27日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度予算案及び事業概要案について ・長久手市第2次地域公共交通総合連携計画案について ・周知広報事業「のりゃあせ」について ・地域公共交通確保維持改善事業（調査事業）の二次評価結果について
<p>＜第28回会議＞ 平成26年 5月26日（月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度長久手市公共交通会議事業報告及び決算(案)について ・第2次地域公共交通総合連携計画案について（パブリックコメント結果と計画策定） ・生活交通ネットワーク計画(案)について ・Nーバスのバス停移設手続きに関する地域公共交通会議の協議が調ったことの証明書の発行について ・公共交通かわら版「のりゃあせ」について ・市内公共交通の平成25年度、26年度4月の実績について
<p>＜第29回会議＞ 平成26年 9月 2日（火）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長久手市第2次地域公共交通総合連携計画の公表について ・Nーバス路線見直し検討について ・公共交通に関するシンポジウムの開催について ・公共交通かわら版「のりゃあせ第4号」について ・平成26年度5月以降の各公共交通事業者実績報告について
<p>＜第30回会議＞ 平成26年12月17日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について ・Nーバス実態調査の結果について ・公共交通に関するシンポジウムの開催について ・公共交通かわら版「のりゃあせ」の発行について ・平成26年度8月以降の各公共交通事業者実績報告について
<p>＜第31回会議＞ 平成27年 3月25日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度予算案及び事業計画案について ・Nーバス路線再編について ・公共交通交流会の開催結果について ・公共交通かわら版「のりゃあせ第5号」について ・平成26年度12月以降の各公共交通事業者実績報告について
<p>＜第32回会議＞ 平成27年 5月25日（月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度長久手市公共交通会議事業報告及び決算について ・Nーバス路線(案)について ・生活交通確保維持改善計画(案)について ・長久手市地域公共交通会議設置要綱改正(案)について ・市内公共交通の平成26年度、27年度4月の実績について
<p>＜第33回会議＞ 平成27年 8月 3日（月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Nーバス路線見直し(案)について ・地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果について ・リニモICカードの導入について ・市内公共交通の平成27年度5月、6月の実績について

会議開催日	協議内容
<p style="text-align: center;">＜第34回会議＞ 平成27年 9月25日（金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nーバス路線見直し（案）について ・ 地域公共交通網形成計画について ・ (仮称)公共交通応援隊及び公共交通ネットワーク調査研究会について ・ 市内公共交通の平成27年度7月、8月の実績について
<p style="text-align: center;">＜第35回会議＞ 平成27年12月22日（火）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nーバス路線(案)について ・ 生活交通確保維持改善計画の変更について ・ 平成27年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価について ・ 地域公共交通網形成計画(案)について ・ (仮称)公共交通応援隊及び公共交通ネットワーク調査研究会について ・ 市内公共交通の平成27年度9月、10月、11月の実績について
<p style="text-align: center;">＜第36回会議＞ 平成28年 3月15日（火）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長久手市地域公共交通会議設置要綱改正(案)について ・ 長久手市地域公共交通網形成計画(案)について ・ 平成28年度予算(案)及び事業計画(案)について ・ Nーバス（北部線、東部線）について ・ 公共交通かわら版のりゃあせ第6号について ・ 公共交通交流会について ・ 公共交通応援隊について ・ 公共交通ネットワーク調査研究会について ・ 市内公共交通の平成27年度12月、1月、2月の実績について
<p style="text-align: center;">＜第37回会議＞ 平成28年 5月30日（月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長久手市地域公共交通会議平成27年度事業報告及び決算について ・ 地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果通知について ・ 生活交通確保維持改善計画(案)について ・ 「みんなで育む公共交通交流会」の開催結果報告について ・ 公共交通応援隊活動報告について ・ 市内公共交通の平成27年度実績について ・ 長久手市の地域公共交通について
<p style="text-align: center;">＜第38回会議＞ 平成28年10月26日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通応援隊平成28年度上半期活動報告について ・ Nーバス探検ツアー開催結果について ・ のりゃあせ第7号発行について ・ 市内公共交通の平成28年度上半期実績について ・ 意見交換
<p style="text-align: center;">＜第39回会議＞ 平成29年 1月25日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成28年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価（1次評価）について ・ Nーバス停留所の変更について ・ 日進市巡回バス（くるりんばす）再編に係る料金体系の改定について ・ 名鉄バス路線再編（案）について ・ 市内公共交通の平成28年10月以降の実績について ・ 公共交通応援隊活動報告について ・ のりゃあせ第8号発行について ・ 意見交換

会議開催日	協議内容
<p style="text-align: center;">＜第40回会議＞ 平成29年 5月31日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度長久手市地域公共交通会議事業報告及び決算報告について ・平成29年度長久手市地域公共交通会議事業計画(案)及び予算(案)について ・地域公共交通確保維持改善事業について ・地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果の通知について ・公園西駅のバスターミナルについて ・公共交通マップの作成について ・公共交通ワークショップ開催結果について ・平成28年度ネットワーク調査研究会の活動報告について ・平成29年1月以降の公共交通応援隊活動報告について ・平成28年度市内公共交通の利用実績について ・意見交換
<p style="text-align: center;">＜第41回会議＞ 平成29年 8月 3日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園西駅バスターミナル供用開始に伴う協議（Nーバス三ヶ峯線）について ・Nーバスの年末試行運行について ・公共交通市民アンケート（案）について ・公共交通マップ（案）について ・公共交通応援隊平成29年度上半期活動報告について ・市内公共交通の平成29年度上半期利用者実績について ・意見交換
<p style="text-align: center;">＜第42回会議＞ 平成30年 1月30日（火）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価（1次評価）について ・公共交通市民アンケート結果について ・Nーバスの年末試行運行結果について ・長久手公共交通かわら版「のりゃあせ」第9号の発行について ・公共交通応援隊活動報告について ・市内公共交通の利用者実績（速報）について ・平成30年度長久手市地域公共交通会議のスケジュールについて ・意見交換
<p style="text-align: center;">＜第43回会議＞ 平成30年 6月 1日（金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度長久手市地域公共交通会議事業報告及び決算報告について ・平成30年度長久手市地域公共交通会議事業計画(案)及び予算(案)について ・生活交通確保維持改善計画(案)について ・地域公共交通確保維持改善事業の二次評価結果の通知について ・公共交通アンケートの調査結果について ・平成29年度公共交通ネットワーク調査研究会の活動報告について ・平成29年度市内公共交通の利用者実績について ・高齢者等移動支援事業（定額乗合タクシー）の実証実験について ・意見交換
<p style="text-align: center;">＜第44回会議＞ 平成30年 8月 3日（金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新城名古屋藤が丘高速乗合バス「山の湊号」について ・小学校区別意見交換会の開催結果について ・第2次長久手市地位公共交通網形成計画骨子（案）について ・意見交換

会議開催日	協議内容
<p>＜第45回会議＞ 平成30年10月15日（月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第44回公共交通会議の結果について ・第2次長久手市地域公共交通網形成計画に係る目標・評価指標について ・第2次長久手市地域公共交通網形成計画に係る計画事業について ・Nーバス年末運行について ・公共交通応援隊活動報告について ・Nーバスダイヤ改正について ・平成30年度上半期市内公共交通の利用者実績について ・意見交換
<p>＜第46回会議＞ 平成30年12月17日（月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長久手市地域公共交通網形成計画(案)について ・平成30年度地域公共交通確保維持改善事業に関する自己評価（1次評価）について ・Nーバスダイヤ改正について ・定額乗合タクシー実証実験結果について ・公共交通応援隊活動報告について
<p>＜第47回会議＞ 平成31年 3月13日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次長久手市地域公共交通網形成計画(案)について ・定額乗合タクシー検証結果報告について ・公共交通かわら版「のりやあせ第10号」について ・市内公共交通の利用者実績について ・意見交換
<p>＜第48回会議＞ 令和元年 6月 5日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度長久手市地域公共交通会議事業報告及び決算報告について ・令和元年度長久手市地域公共交通会議事業計画（案）及び予算（案）について ・地域交通確保維持改善事業について ・Nーバス年末試行運行について ・高齢者等移動支援事業（定額乗合タクシー）の実証実験について ・Nーバスの利用実態調査の実施について ・公共交通応援隊活動予定について ・平成30年度市内公共交通の利用者実績について ・意見交換
<p>＜第49回会議＞ 令和2年 1月15日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度(令和元年度)地域公共交通確保維持改善計画事業に関する事業評価について ・Nータク実証実験結果の概要 ・Nーバスの利用実態調査結果の概要 ・Nーバスのルート再編に向けた意見交換会の開催結果について ・公共交通応援隊キッズイベントグループ活動報告について ・市内公共交通の利用者実績について ・意見交換
<p>＜第50回会議＞ 令和2年 3月12日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・Nータク実証実験結果について ・Nーバス及びNータクの役割分担について ・Nーバス再編方針（案）について ・市内公共交通の利用者実績について ・令和2年度長久手市地域公共交通会議事業計画（案）及び予算（案）について ・意見交換

会議開催日	協議内容
<p style="text-align: center;">＜第51回会議＞ 令和2年 6月 2日（火）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年度長久手市地域公共交通会議事業報告及び決算報告について ・ 地域公共交通確保維持改善事業について ・ 地域幹線系統及びフィーダー系統の概要について ・ 二次評価結果の通知について ・ 生活交通確保維持改善計画について ・ Nーバス再編方針（案）について ・ 令和元年度市内公共交通の利用実績について ・ 意見交換
<p style="text-align: center;">＜第52回会議＞ 令和2年11月12日（木）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nーバス年末試験運行について ・ Nーバス再編方針（案）についてのパブリックコメント実施結果について ・ 市内公共交通の利用者実績について ・ 意見交換
<p style="text-align: center;">＜第53回会議＞ 令和3年 1月12日（火）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度地域公共交通確保維持改善計画事業に関する事業評価について ・ Nーバス再編後の路線について ・ 市内公共交通の利用者実績について ・ 公共交通応援隊活動予定について ・ 意見交換
<p style="text-align: center;">＜第54回会議＞ 令和3年 2月17日（水）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ Nーバス再編後の路線について ・ 生活交通確保維持改善計画の認定について

2 1. 利用者等の意見の反映状況

長久手市地域公共交通会議（法定協議会）の構成員として、市民及び利用者代表として「公募委員」と「(株)あんしんネットあいち」の参画を得て、意見を反映して本計画を作成した。

また、以降の（１）～（２５）のとおり、利用者や住民に対してアンケート調査等を行いニーズや意見を把握して、長久手市地域公共交通会議（法定協議会）で審議を踏まえて、本計画に反映した。

- （１）リノモ沿線の公共交通の利用実態を把握するため、公共交通の利用に関するアンケート調査を実施した。（実施：東部丘陵線連絡協議会、構成団体：愛知県、名古屋市、日進市、瀬戸市、長久手市）

【実施時期】平成 18 年 6～7 月（郵送回収）

【回収率等】沿線住民：回収率 38.1%（配布 6,072 人 回収 2,311 人）

通 勤 者：回収率 69.1%（配布 2,380 人 回収 1,644 人）

通 学 者：回収率 33.0%（配布 4,030 人 回収 1,330 人）

- （２）Nーバスの利用実態や利用者の意向を把握するために、Nーバスに関する利用者アンケート調査を実施した。

【実施時期】平日：平成 20 年 2 月 29 日(金)（郵送回収）

休日：平成 20 年 3 月 9 日(日)（郵送回収）

【回収率等】平日：回収率 44.7%（配布 521 人 回収 233 人）

休日：回収率 37.5%（配布 285 人 回収 107 人）

- （３）Nーバスに関する住民の意向を把握するために、Nーバスに関する住民アンケート調査を実施した。

【実施時期】平成 20 年 3 月 3～14 日（郵送回収）

【回収率等】回収率 39.6%（配布 4,000 人 回収 1,585 人）

- （４）Nーバス昼間帯再編案に関するパブリックコメントを平成 21 年 5 月 1 日から 5 月 31 日まで行い、12 件の意見が寄せられた。

- （５）長久手市地域公共交通総合連携計画案に関するパブリックコメントを平成 21 年 6 月 1 日から 6 月 30 日まで行った。（意見は寄せられなかった。）

- （６）Nーバス再編に関する住民説明会を小学校区ごとに分けて 5 回開催し、意見や要望を把握した。

【実施時期】平成 21 年 5 月 12、13、14、15、19 日

- (7) 市内の公共交通の利用実態や利用者の満足度等を把握するために、利用者アンケート調査を実施した。
- 【実施時期】平成22年7月7日(水) (郵送回収)
- 【回収率等】Nーバス：回収率42.8% (配布304人 回収130人)
名鉄バス：回収率36.9% (配布1,048人 回収387人)
リニモ：回収率27.7% (配布3,029人 回収840人)
- (8) 市内の公共交通に関する住民の利用者特性や公共交通の満足度等を把握するために、住民アンケート調査を実施した。
- 【実施時期】平成22年7月 (郵送回収)
- 【回収率等】回収率38.5% (配布4,000人 回収1,539人)
- (9) 連携計画の目標達成状況と、Nーバスの利用実態や利用者の満足度等を把握するために、Nーバスに対する利用者アンケート調査を実施した。
- 【実施時期】平成23年10月19日(水) (郵送回収)
- 【回収率等】回収率45.0% (配布218人 回収98人)
- (10) 連携計画の目標達成状況と、市内の公共交通やNーバスに関する住民の利用実態や満足度等を把握するために、住民アンケート調査を実施した。
- 【実施時期】平成23年10月 (郵送回収)
- 【回収率等】回収率42.3% (配布1,500人 回収634人)
- (11) 連携計画の評価及び検証と、連携計画の見直しを行うための基礎データとして、市民の移動ニーズや公共交通の利用状況、利用意識等把握するために、住民アンケート調査を実施した。
- 【実施時期】平成25年9月 (郵送回収)
- 【回収率等】回収率35.4% (配布4,000人 回収1,415人)
- (12) 第2次連携計画案に関するパブリックコメントを平成26年4月7日から5月7日まで行い、3名の方から意見が寄せられた。
- (13) 今後5年、10年先を見据えた将来のNーバスのあり方について市民と協働で考えるため、ワークショップを4回開催した。
- 【参加人数】14名
- 【実施時期】第1回：平成26年11月30日(日)、第2回：平成26年12月21日(日)
第3回：平成27年1月25日(日)、第4回：平成27年2月22日(日)
- (14) 「長久手市に必要とされる地域公共交通の姿」を、みんなで考えていく“きっかけ”とするため、「みんなで育む地域公共交通交流会」を開催した。
- 【参加人数】50名
- 【実施時期】平成27年2月8日(日)

- (15) Nーバス路線案に関するパブリックコメントを平成 27 年 10 月 1 日から 10 月 30 日まで行い、20 件の意見が寄せられた。
- (16) 長久手市地域公共交通網形成計画案に関するパブリックコメントを平成 28 年 1 月 8 日から 2 月 6 日まで行った。（意見は寄せられなかった。）
- (17) 子どもに楽しく遊んで公共交通を知ってもらうため、「みんなで育む地域公共交通交流会」を開催した。
 【参加人数】約 260 名
 【実施時期】平成 28 年 3 月 21 日(月：振替休日)
- (18) 「親子 de 楽しい！乗り♪ノリ♪ワークショップ」と題し、公共交通の利用促進を目的として、親子で参加できる参加型ワークショップを開催した。
 【参加人数】約 35 名
 【実施時期】平成 29 年 3 月 11 日(土)
- (19) 形成計画の評価及び検証と、形成計画の見直しを行うための基礎データとして、市民の移動ニーズや公共交通の利用状況、利用意識等把握するために、住民アンケート調査を実施した。
 【実施時期】平成 29 年 9 月（郵送回収）
 【回収率等】回収率 50.1%（配布 4,000 人 回収 2,004 人）
- (20) 次期形成計画の策定にあたり、住民アンケートだけでは把握できない日頃公共交通に対して感じていることや、困りごとなどを住民から直接聞いて、市の課題としてまとめて計画に反映するため、市民ワークショップを小学校区ごとに分けて 6 回開催し、意見や要望を把握した。
 【参加人数】35 名
 【実施時期】平成 30 年 6 月 23、29 日、7 月 2、4、7、11 日
- (21) 第 2 次長久手市地域公共交通網形成計画案に関するパブリックコメントを平成 31 年 1 月 7 日から 2 月 8 日まで行い、2 名の方から意見が寄せられた。
- (22) Nーバスの路線や運行計画の見直しに向けて、Nーバスの利用実態、利用者の満足度、利用ニーズ等を把握するために、OD 調査、利用者アンケート調査、及び利用者ヒアリング調査を実施した。
 【実施時期】平日：令和元年 9 月 4 日(水) 休日：令和元年 9 月 7 日(土)
 【回収率等】OD 調査：回収率 86.5%（利用者 681 人 回収 589 人）※平日
 回収率 89.4%（利用者 632 人 回収 565 人）※休日
 アンケート調査：回収率 21.3%（配布 1,154 人 回収 246 人）
 ヒアリング調査：回収率 51.5%（利用者 524 人 回収 270 人）※平日のみ

(23) 「ながくて のりもの フェスタ」と題し、公共交通の利用促進を目的として、学生と連携して子ども向けのイベントを開催した。

【参加人数】 156名

【実施時期】 令和元年9月8日(日)

(24) Nーバスの見直しを行うにあたり、平成30年度に開催した意見交換会での意見や、日々、市民のみなさんからいただく意見をもとに作成したルート案について、市民のみなさんとともに考え、Nーバスの見直しの参考とするため、市民懇談会を小学校区ごとに分けて6回開催し、意見や要望を把握した。

【参加人数】 54名

【実施時期】 令和元年11月23、24、30日、12月1、7、8日

(25) Nーバス再編方針(案)に関するパブリックコメントを令和2年7月1日から7月31日まで行い、48名の方から意見が寄せられた。

22. 協議会メンバーの構成員

<第54回地域公共交通会議開催時点>

	委員区分	氏名	備考
1	第1号	松本 幸正	名城大学 理工学部社会基盤デザイン工学科 教授
2	〃	樋口 恵一	大同大学 工学部 建築学科
3	第2号	吉岡 実	名鉄バス(株) 運行部運行課長
4	〃	小林 裕之	公益社団法人愛知県バス協会 専務理事
5	〃	天野 力	(株)あんしんネットあいち 長久手営業所 営業課長
6	〃	浦川 正	長久手市くらし文化部長
7	第3号	佐藤 幸太	愛知県交通運輸産業労働組合協議会 幹事
8	第4号	今井 初美	公募委員
9	〃	古賀 めぐみ	〃
10	第5号	鈴木 隆史	国土交通省中部運輸局 輸送・監査担当 愛知運輸支局首席運輸企画専門官
11	第6号	橋本 博史	愛知県愛知警察署 交通課長
12	第7号	澤木 徹	愛知県都市整備局交通対策課 担当課長
13	第8号	増岡 浩仁	愛知県尾張建設事務所 維持管理課長
14	第9号	加藤 正純	長久手市市長公室長
15	第10号	矢野 正彦	愛知高速交通(株) 総務課 担当課長

【本計画に関する担当者・連絡先】

住 所	長久手市岩作城の内 60 番地 1
所 属	市長公室政策秘書課
氏 名	長谷川 千紗
電 話	0561-56-0600
E-mail	seisaku@nagakute.aichi.jp